

桑名市多度学校給食センター調理業務等委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとして、学校における食育の推進を図ることを目的としている。

調理業務等については、行政サービスをより効果的、効率的に提供するため民間委託を導入しており、今後も学校給食の質の確保と持続可能な運営を目指す。

2 事業の概要

(1) 事業名

桑名市多度学校給食センター調理業務等委託

(2) 業務内容

別紙「桑名市多度学校給食センター調理業務等委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

桑名市多度学校給食センター（桑名市多度町多度 738－1）

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までを準備期間とする。

ただし、本業務を受注する者（以下「受注者」という。）の履行状況等について定期又は随時に確認を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を履行していないと判断した場合は、受注者に対して一定期間内に具体的な改善策の作成及びその実施を求める。これにより当該期間内に改善できない場合には、契約期間に関わらず契約を解除する場合がある。

※ 支払いは原則として 8 月を除く月額払い（44 回払い。）とする。

※ 地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為とする。

(5) 給食配送校及び食数

令和 8 年度は多度学園（令和 8 年 4 月開校）1 校であるが、令和 9 年度からは長島地区の幼稚園・小学校・中学校分も多度学校給食センターで調理し、配送する予定。

【令和 8 年度】

学校名		食数規模（※）	住所
1	多度学園	880 食程度	桑名市多度町小山 2330 番地

【令和 9 年度から令和 11 年度まで】

学校名		食数規模（※）	住所
1	多度学園	880 食程度	桑名市多度町小山 2330 番地
2	長島北部小学校	110 食程度	桑名市長島町西川 423 番地
3	長島中部小学校	320 食程度	桑名市長島町西外面 2188 番地
4	伊曾島小学校	130 食程度	桑名市長島町福吉 567 番地
5	長島中学校	370 食程度	桑名市長島町西外面 2175 番地
6	伊曾島小学校・長島中学校悠分校	30 食程度	桑名市長島町横満蔵 568 番地 3
7	長島幼稚園	15 食程度	桑名市長島町源部外面 215 番地

※食数規模には児童、生徒、園児、教職員を含む。令和 8 年 4 月 1 日時点の推計。

（6）見積上限額（消費税及び地方消費税相当含む。）

総額 265,353,000 円

※ 消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

3 プロポーザル方式採用理由

衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、児童生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 期待される効果

価格のみで判断するのではなく、安全で安定的に給食を提供できる体制を重視して業者を選定できる。また、仕様書の内容だけではなく業者からの提案を受けて、給食提供へのより良いアイデアを得ることや、意欲等を評価することで学校や栄養教諭等との連携が円滑になることが期待される。

5 業者選定方法

（1）方式

公募型プロポーザル方式

（2）参加資格要件

①基本条件

- ・桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、参加申込時点で登録されていない場合、受託候補者として選定された後、速やかに入札参加資格者名簿に登録することで足りるものとする。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年桑名市告示第 206 号）別表第 1 に該当する者でないこと。
- ・国税及び地方税の滞納がないこと。
- ・契約を締結するまでの間において、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年桑名市告示第 159 号）による入札資格停止期間中でない者であること。

②経営内容

- ・集団給食事業に営業実績があり、継続して安定的に経営を行っていること。

③信用状況

- ・会社更生法の適用を受けるなど、契約履行が困難と認められる状態でないこと。
- ・引き続いて 5 年以上集団給食事業を実施していること。
- ・学校給食において過去 3 年の間に、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

6 事業スケジュール

項目	日程	備考
公告	令和 7 年 11 月 19 日(水)	市ホームページに掲載
質問の受付	令和 7 年 11 月 26 日(水) 午後 4 時 30 分まで	オンラインフォームから申請
質問への回答	令和 7 年 12 月 3 日(水)まで	市ホームページに掲載
参加資格審査の申請	令和 7 年 12 月 8 日(月) 午後 4 時 30 分まで	オンラインフォームから申請
参加資格審査結果通知	令和 7 年 12 月 15 日(月)まで	メールで通知
企画提案書の提出	令和 7 年 12 月 22 日(月) 午後 4 時 30 分必着	持参又は郵送
ヒアリング及びプレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 8 日(木) 午後 1 時 30 分から	詳細は別途通知
審査結果通知	令和 8 年 1 月 15 日(木)	市ホームページに掲載及び郵送
契約締結	令和 8 年 1 月末	

※参加資格審査の申請期限までに現地見学を希望する場合は、電話で申し出ること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問期限

令和7年11月26日（水）午後4時30分まで

(2) 質問方法

下記オンラインフォームに入力すること。質問は事業者単位で行うこと。

<https://logoform.jp/form/XAEm/781310>

(3) 質問に対する回答

令和7年12月3日（水）までに桑名市ホームページで公開する。

8 参加資格審査の申請

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記提出書類（電子データ）を添えて期限までに申請すること。

(1) 提出書類

①会社等の概要調査票（様式あり）

②会社概要（パンフレット等で代用可）

③決算内容（直近1ヶ年の損益計算書、貸借対照表）

④完納証明書

⑤学校給食において過去3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明（会社代表者名で発行）

※様式がないものは、任意様式とする。

(2) 申請期限

令和7年12月8日（月）午後4時30分まで

(3) 申請方法

下記オンラインフォームから申請すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/781299>

添付する電子データの拡張子は doc, docx, pdf, xlsx のいずれかにすること。

(4) 参加資格審査結果の通知

令和7年12月15日（月）までに入力されたメールアドレス宛に結果を通知する。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査に合格した者は、下記提出書類を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月22日（月）午後4時30分まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送すること。持参する場合は、土日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分の間に提出場所へ持参すること。

(3) 提出場所

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地（桑名市役所 2 階）

桑名市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係

(4) 提出部数

提出案は 1 案とし、正本 1 部及び副本 10 部を提出すること。正本は提案者名を記載したものとし、副本は提案者名や提案者が推測されるものの記載がないものとする。

(5) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、桑名市多度学校給食センター調理業務等委託に係るプロポーザル審査基準に沿って提案すること。

①企画提案書（表紙）（所定の様式）

②企画提案（任意様式）

企画内容は下記のとおりとする。

- 1) 学校給食に対する考え方について
- 2) 業務遂行能力について
- 3) 調理従事者に対する指導及び研修等について
- 4) 不測事態への対応について
- 5) 調理従事者の配置内訳

令和 8 年度及び令和 9 年度以降の食数に対応できる人員配置について、2 種類の配置内訳を提出すること。

6) 自由提案

今後、児童生徒数の減少により食数が減少することが推計されている。学校給食提供に限らず、学校給食センターの調理能力の余剰分を有効活用する方法等の提案を記載すること。

7) 業務委託料見積書

月額の見積書を提出すること。令和 8 年度と令和 9 年度以降の月額を変更する場合は、2 種類の見積書を提出すること。審査は契約期間内の総額に対して行う。

10 審査方法等

(1) ヒアリング及びプレゼンテーション審査

提出された企画提案書について、桑名市プロポーザル選定委員会条例（令和 6 年桑名市条例第 3 号）に基づき設置する桑名市プロポーザル選定委員会として、「桑名市学校給食調理業務等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、ヒアリング及びプレゼンテーション審査を行う。

①実施日 令和 8 年 1 月 8 日（木）（時間は別途、個別に連絡する。）

②実施場所 桑名市役所 4 階 入札室

③提案時間 15 分以内（選定委員からの質疑応答時間は含まない。）

④説明者 3 名以内

※プレゼンテーションに際し、パソコン及びプロジェクターは使用不可

（2）優先交渉権者の選定

①選定委員会は「桑名市多度学校給食センター調理業務等委託に係るプロポーザル審査基準」に基づき、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

②選定委員会は非公開とする。

③選定の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議には応じない。

④参加者が 1 者の場合であっても審査を実施し、審査項目すべて 4 割以上を満たし、かつ合計が満点の 5 割以上であれば、その者を交渉権者として選考する。

⑤最高得点を獲得した者が 2 者以上となった場合には、合計が満点の 5 割以上で、かつ重要項目である審査項目 2 と 5 の合計点数が高い者を優先交渉権者とする。

⑥優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行うが、優先交渉権者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

（3）審査結果の公表

優先交渉権者の決定後に、桑名市ホームページで次の結果を公表する。

①業務名

②優先交渉権者名

③参加者数

④全参加者の評価点

1 1 応募に関する留意事項

（1）応募の無効について

①企画提案書を期限までに提出しなかったとき。

②市が示した委託料の上限額を超過したとき。

③提案内容に虚偽があるとき。

（2）募集要項等の承諾

応募者は企画提案書の提出をもって、募集要項等の内容に承諾したものとする。

（3）費用負担

応募にかかる費用は、応募者の負担とする。

（4）提出書類の取扱い

①提出した書類は変更できないものとし、理由の如何に関わらず返却しない。

②桑名市情報公開条例（平成 29 年桑名市条例第 1 号）に基づき、提出書類を公表する必要があるときは、その一部または全部を公表する場合がある。

（5）その他

天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止若しくは選定委員会においてその対応を協議、決定するものとする。

1 2 問い合わせ及び書類提出先

桑名市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

電話：0594-24-1250

F A X：0594-24-1358

Email：gkyoikum@city.kuwana.lg.jp